

平成 16 年度第 4 回理事会議事録

日 時：平成 17 年 2 月 19 日（土）10:00～16:00

会 場：全共連ビル別館 コンベンションホール

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

理 事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、野口 昌良、星 和彦、村田 雄二、
和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎、

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、杉浦 真弓、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：深谷 孝夫

名誉会員：加藤 順三、神保 利春

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

定款

1：平成 16 年度第 3 回理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1-1：物故会員氏名リスト

庶務 1-2：高齢会員氏名リスト

庶務 1-3：2 年以上会費未納者氏名リスト

庶務 2-1：第 60 回学術集会長の推薦依頼について

庶務 2-2：第 60 回学術集会長立候補の所信

庶務 3：代議員定数算出表

庶務 3-2：代議員氏名リスト

庶務 4：理事定数算出表等

庶務 5：総会運営委員会委員ならびに予算決算委員会委員の推薦について（依頼）

庶務 6：名誉会員・功労会員推薦リスト

庶務 7：大谷医師等訴訟 第 4 回・第 5 回口頭弁論報告

庶務 8：厚生労働省「モデル(予定)地域関係者及び学会関係者との意見交換会」

庶務 9：厚生省「ICD-10(2003 年版)のわが国への適用に関する協力について(依頼)」

庶務 10：日本産科婦人科内視鏡学会からの回答書

庶務 11：Dij・ダイアグノスティックス(株)「女性ドクター支援活動 趣意書」

庶務 12：持田製薬(株)「チトレストの供給についてのお詫びとお願い」

庶務 13：マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の読影試験の評価基準および認定更新制の見直しについてのお知らせ

会計 1：平成 16・17 年度事業・予算関連資料一覧

会計 2：文科省「公益法人の財務管理及び会計処理等の適正な執行について」

会計 3：取引銀行の格付け

学術 1：平成 16 年度学術奨励賞推薦論文一覧

学術 2：第 58 回学術講演会シンポジウム課題 1～4 担当応募者

学術 3：「子宮体部の細胞診実施に係わるガイドライン」再検討案について

学術 4：日本超音波医学会「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」についての周産期委員会提案

学術 5：朝日新聞 2 月 1 日付「低用量ピルに関する医師向けガイドライン」に関する記事

学術 6：日本腎臓学会からのお願いに対する本会の回答

学術 7：第 27 回日本医学会総会「学術プログラムに関するアンケートのお願い」

学術 8：日本眼科学会「要望書」

学術 9：会告「多胎妊娠に関する見解」の見直し

学術 10：学術企画委員会運営要綱改訂案

学術 11：学会賞改定案

編集 1：編集内規改訂（案）

編集 2-1：JOGR 投稿数推移

編集 2-2：JOGR 投稿から受理の経過

渉外 1-1：AOFOG Secretary-General Prof.Sumpaico からの寄付要請

渉外 1-2：地方部会長宛 AOFOG Tsunami Fund への支援協力の依頼状

渉外 2：AOFOGShan S Ratnam-Young Gynaecologist Award に対する候補者推薦依頼状

渉外 3：AOFOGShan S Ratnam-Young Gynaecologist Award 及び Young Scientist Awards に対する寄付依頼状

渉外 4：第 1 回北京産婦人科会議開催の通知状

社保 1：メサルモン F 錠の安定供給に関する要望書

社保 2-1：手術アウトカムと症例数に関するアンケートについて（お願い）

社保 2-2：手術アウトカムと症例数に関するアンケート調査報告

社保 3：社会保険診療報酬改正に関するアンケート集計結果

社保 4：日本医師会「混合診療問題」に関する書信

社保 5：日本医師会「診療報酬における医療技術の評価・再評価に係る要望書提出のお願い」

社保 6：厚労省「抗がん剤併用療法等に係る適正使用の推進について」

社保 7：混合診療に関する内閣府規制改革・民間開放推進室参事官の意見

専門医制度 1：専門医制度規約・施行細則改定案

倫理 1：着床前診断の実施に関する細則（改定案）

倫理 2-1：大谷産婦人科医院宛の書面

倫理 2-2：大谷恭一郎会員からの回答書

倫理 3：根津会員代理人遠藤弁護士「ご連絡」及び平岩弁護士「ご連絡」

- 倫理 4：慶應義塾大学及び名古屋市立大学から新規の「着床前診断に関する臨床研究施設認可」申請に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員について
- 倫理 5：内閣府よりの「着床前診断」に関する勉強会講師紹介依頼の書信
- 倫理 6：「夫婦のいずれかに染色体均衡型相互転座が認められる習慣流産症例に対する着床前診断」に対する考え
- 倫理 7：「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」研究題目、目的・方法、材料
- 倫理 8：生殖医学の臨床実施報告
- 倫理 9：大濱理事からの「構造改革特区に規定する高度医療提供病院の構造設備や人員等に関する基準」に関わる本会の見解を求める書状
- 倫理 10：文部科学省他「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の改正等について」
- 倫理 11：文部科学省他「疫学研究に関する倫理指針の改正等について」
- 倫理 12：読売新聞 1 月 23 日付「不妊治療施設数」に関する記事
- 倫理 13：朝日新聞 1 月 18 日付「生殖医療の法整備」に関する記事
- 倫理 14：毎日新聞 1 月 27 日付「体外受精児」に関する記事
- 倫理 15：朝日新聞 2 月 8 日付「着床前診断」に関する記事
- 倫理 16 - 1：会告見直：体外受精・胚移植に関する見解
- 倫理 16 - 2：会告見直：「体外受精・胚移植の臨床実施」の「登録報告制」について
- 倫理 16 - 3：会告見直：死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いることの是非や許容範囲についての見解
- 倫理 16 - 4：会告見直：先天異常の胎児診断、特に妊娠初期絨毛検査に関する見解
- 倫理 16 - 5：会告見直：ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する見解
- 倫理 16 - 6：会告見直：顕微授精法の臨床実施に関する見解
- 倫理 16 - 7：会告見直：「多胎妊娠」に関する見解
- 倫理 16 - 8：会告見直：「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解
- 倫理 16 - 9：会告見直：「ヒトの体外受精・胚移植の臨床応用の範囲」についての見解
- 学会のあり方 1-1：「産婦人科医育成奨学金制度」創設に対するご協力のお願について
- 学会のあり方 1-2：「産婦人科医育成奨学基金制度」による海外研修派遣支援の実施について
- 広報 1：地方部会別パスワード登録率
- 広報 2：第 3 回広報委員会・情報処理小委員会合同会議資料
- 生殖評価機構 1：教育医事新聞の生殖補助医療に関する対談記事
- 運営企画 1：定款施行細則新旧対照表
- 運営企画 2：新理事長選出手続
- 運営企画 3：庶務関連規定新旧対照表
- 運営企画 4：教育委員会規約（案）
- 運営企画 5：女性の健康週間について
- 運営企画 6：本会の懲戒規定（案）
- 運営企画 7：最高裁医事関係訴訟委員会への鑑定人推薦実績
- 運営企画 8：学術集会長選任規定案（第 5 案）

専門委員会 1：専門小委員会設置申請書

専門委員会 2：「胎児仮死」にかわる用語として「胎児不全」を提案することについて

第 57 回総会 1：第 57 回日本産科婦人科学会総会次第（案）

その他 1：平成 17 年度日本産科婦人科学会予定表(最終案)

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中、稲葉憲之理事（14：30 より出席）、野澤志朗理事、本庄英雄理事を除く 20 名が出席し、定数に達したので藤井会長が開会を宣言した。藤井会長より報告事項を簡潔にして、協議事項に集中していただきたいとの要請があった。

議事録署名人として従来通り会長、庶務担当常務理事、会計担当常務理事を選出して議事に入った。

- ・平成 16 年度第 3 回理事会議事録（案）の確認
上記議事録（案）が示され原案の通り承認された。

・報告事項

1. 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔 本会関係 〕

(1) 会員の動向

すずきさぶろう
鈴木三郎功労会員（千葉）が 2 月 1 日に逝去されたので、会長名の弔電、香典を手配した。

1 月 31 日現在の会員数は 15,710 名である。

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの物故会員は 113 名である。

[資料：庶務 1-1]

平成 17 年度高齢会員予定者は 281 名である。[資料：庶務 1-2]

2 年以上の会費未納会員は 2 月 8 日現在 86 名である。[資料：庶務 1-3]

(2) 第 60 回学術集会長選出について

1 月末までに各理事から第 60 回学術集会長の推薦を頂いた。2 月 4 日会長が事務局長立会いのもと、推薦状を開封した結果、理事 13 名より 1 名の候補者が推薦された。本人の立候補の意向を確認し、所信を受領（2 月 9 日）した。ついては、本日信任投票により選出することを確認した。[資料：庶務 2-1、2-2]

(3) 改選代議員の定数

平成 16 年 12 月 31 日現在の会費完納会員数を基に「役員および代議員選任規定」第 9 条に基づく改選代議員数の定数について検討を行った。[資料：庶務 3]

第 9 条の但し書により比例人員を変更し、完納者数 41 名につき 1 名、41 名未満の端数については 20 名を超えたとき（21 名以上）1 名を加えて算出した結果、代議員定数を 369 名とし、これを了承した。

(4) 理事候補者の選出、監事候補者の推薦依頼

理事総数を 23 名とし、「役員および代議員選任規定」第 3 条に沿って各ブロックの定数を算定し、1 月 7 日付で各ブロック代表者宛に新理事定数の通知と候補者の選出並びに監事候補者の推薦を依頼した。2 月 18 日までの回答期限としたが、選出・推薦が 3 月 4 日まで遅れるブロックもある見通しのため、これを了承したい。[資料：庶務 4]
本件につき承認した。

(5) 総会運営委員、予算決算委員候補者の推薦依頼

1 月 7 日付で各ブロック代表者宛に 2 月 18 日までの推薦を依頼した。[資料:庶務 5]
第 6 回常務理事会で、議長団の任期が 3 月末までであること及び総会運営内規上、本件は議長名で推薦を依頼すべきであったとの指摘があったが、協議の結果、今回は会長名で推薦を集め、それを議長に引き渡すこととした。
本件につき承認した。

(6) 名誉会員及び功労会員の推薦について[資料：庶務 6]

名誉会員 10 名および功労会員 23 名につき協議し原案通り承認した。第 57 回総会において諮ることとした。

(7) 大谷訴訟について

12 月 16 日に第 4 回、2 月 3 日に第 5 回口頭弁論が行われ、本会から平岩弁護士（代理人）、落合理事が被告側として出席した。また、吉田幹事長、阪埜庶務主務幹事が傍聴した。本件については午後より平岩弁護士が出席してから討議することとした。
[資料：庶務 7]

(8) 「女性の健康週間」

1 月 14 日プレスセミナーを開催した。
各地方部会長、医会各支部長、各大学および関連学会宛に「女性の健康週間」の周知を図る書状を発送した（12 月 28 日、1 月 5 日）。
「女性の健康週間」概要について [運営企画委員会にて説明]

(9) 鑑定人推薦委員会の開催について

2 月 18 日に鑑定人推薦委員会を開催した。

[. 官庁関係]

(1) 厚生労働省

同省「医療関連死の調査モデルのシステム研究」班より、19 学会による共同声明『診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～』を背景としたモデル事業を同省が立ち上げるに当たり、12 月 21 日開催の意見交換会に本会より 1 名の参加要請があり、本会より澤幹事が出席した。[資料：庶務 8]

健やか親子 21 推進協議会

3 月 4 日に開催が予定されているシンポジウムに本会より久保春海先生がシンポジス

トとして出席の予定である。

また、課題2 厚生科学研究について、分担研究者を杉本充弘先生（日本赤十字医療センター）に依頼した。

来年度も健やか親子21推進協議会としての活動を継続するかとのアンケートがあり、継続の旨回答した。

「ICD-10（2003年版）のわが国への適用に関する協力について（依頼）」の書状を受領した（1月26日）。[資料：庶務9]

教育・用語委員会に依頼することを承認した。

（2）最高裁判所医事関係訴訟委員会

最高裁医事関係訴訟委員会より平成16年11月25日付で依頼のあった鑑定人候補推薦依頼2件につき、鑑定人推薦委員会から推薦を行った。本件後で18件の事案に対し鑑定人を推薦し、うち3件については和解成立（2件）、判決言い渡し（1件）と結着した。最高裁医事関係訴訟委員会から何れも本会より推薦した鑑定人の鑑定が活かされたとの謝意があった。

〔 . 関連団体〕

（1）日本学術会議

日本学術会議より本会宛に日本学術会議会員候補者に関する情報提供依頼の書面を受領した（10月28日）。各理事からの候補者推薦を受け、取りまとめた結果、1月6日に15名（うち女性4名、地方在住者9名、若手4名、重複あり）の情報を提供した。

（2）日本産科婦人科内視鏡学会より、日本内視鏡外科学会「内視鏡外科手術の診療ガイドライン」作成に関わる協力委員、評価委員についての本会照会に対する回答書を受領した。[資料：庶務10]

（3）NPO 法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会より、読影試験の評価基準および認定更新制の見直しについてのお知らせを受領した（2月15日）。[資料：庶務13]
乳癌学会など関連学会の動向をみて検討したい。協議の結果、この方針を承認した。

〔 . その他〕

（1）ロシュ・ダイアグノスティックス(株)より産婦人科女医支援に関わる社会的貢献を希望する旨の申し出があった。具体的には産婦人科の女医育成のため年50万円程度を継続的に本会に寄付したいとの申し出である。冠を付ける形で基本的に受け入れる方向性とした。[資料：庶務11]

本件に関し以下の質疑があった。

嘉村理事「欧米研修旅行や国内研修補助としての託児所費用は支援対象に含まれるのか」

和氣理事、大濱理事「託児所への支援が望ましい」

落合理事「この援助金は本年度から直ちに使用可能である」

以上の協議を経て、**藤井会長**から「50万円あれば学会託児所を無料で提供できる」との提案があり、今後は託児所支援を中心に検討を進めることを承認した。

（2）持田製薬(株)より、「『チトレスト』の供給についてのお詫びとお願い」についての書状を受領した。[資料：庶務12]

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 会費納入状況

1月31日現在の会費納入状況は、在外会員53名、保留者0名を含め、会員数15,710名、会費納入者数15,305名(いずれも会費免除会員1,432名を含む)、未納者数405名、納入率97.4%であった。

(2) 平成16年度一般会計収支決算見込、平成17年度予算編成について

昨年12月初旬に各部署・委員会から提出された平成16年度事業・収支決算見込報告及び平成17年度事業計画・予算申請について、1月7日に会長、会計担当常務理事、監事による予算査定委員会を開催した。

これらの検討を経て、2月4日に会計担当理事会を開催し、平成16年度収支決算見込及び平成17年度予算案について審議を行った。[資料：会計1]

本件につき、**岡村理事**より「平成16年度の収入増には『産婦人科研修の必修知識』の売り上げが貢献した。一方、平成17年度予算は、新入会員の減少、高齢化による会費免除会員の増加、教育委員会の設置、新理事長制の導入等により大幅な支出増加が見込まれる。今後の収支予測では毎年2,500万円の赤字が予想される。現在1億円の繰越金があるがいずれ枯渇することが見込まれるため、抜本的な改革が必要である」との説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

藤井会長「学術集会の会計を学会事務局が行えば補助金を支出しなくてすむ。担当校が学術集会の費用を集めないといけない現状では、教室にかかる負担が非常に大きい。できるだけ早く学術集会会計を担当校から学会事務局へ移管すべきである」

和氣理事「会場固定化は学術集会費用の軽減をはかるものであり、公的ルールをしっかりと策定した上で、今後は会計を学会事務局へ移管するべきであろう」

藤井会長「何らかの財団を設置して税務管理を行えばどうか」

岡村理事「学術集会に関わる確実な収益増には、企業からの献金や各種イベントの収益金を全て学術集会会計に取り込む必要があるが、これを担当校がこなすのは大変な重労働である。これらを学会事務局に移管すれば担当校の免責にもなる」

麻生理事「基本方針には賛成するが、学会事務局でそのような会計事務を担当するにはシステムのさらなる整備が必要で、人件費増の目算も重要である」

藤井会長「確かに学会事務局機能の強化は必要と思われるが、担当校と学会事務局の業務分担をはかれば過重な負担になるとは思われない」

荒木事務局長「担当校の情報開示があれば、事務局において業務を遂行することが可能かの検討を行える」

麻生理事「担当校の教室員が苦勞する業務を事務局に任せて大丈夫か」

藤井会長「事務局員が専任で業務に携わるのであれば、医師が診療と兼業で事務を行うよりはるかに合理的である」

丸尾副会長「この件に早急に対応するには担当校の情報開示が何よりも重要で、加えての人員増を含めた事務局機能の強化の検討を行う必要がある。懸念されるのは、もし学術集会が赤字決算になった場合、学会事務局いわゆる学会がそれを負担できるのかという点である」

藤井会長「学術集会は黒字になるように計画すべきであり、最初から赤字決算を予想するのはいかがか。各々の身の丈にあった学術集会をすればよい」

和氣理事「本件は急を要する課題である。新潟大、神戸大の担当者は各々地元から会場まで出かける必要があり、さらなる負担が予想される」

藤井会長「横浜や京都のような都市では、地方に比べてむしろ展示機器は集めやすいという利点がある」

田中副会長「会場固定化は事務局機能の強化が前提であり、第 58 回学術集会についてはかなり学会事務局の協力を頂いている。もし学会事務局が学術集会の全てにわたって管理運営するとなれば、理事会との調整、担当校と事務局の業務の棲み分けを一層明確にする必要がある」

藤井会長「事務局の管理が厳しすぎるのも問題である。担当校とお互いによく相談すべきである。外国では学会事務局自身が企業を取り込んで全て管理運営している。次年度からでも早急にこのような改革をすべきである」

嘉村理事「コンベンション会社との連携が費用節約には重要である。学会事務局は企業との交渉を早急に始めるべきである。すなわち、展示ブースやランチョンセミナーの手配等も学会事務局が可及的速やかに始めるべきであろう」

中野監事「この議論はすでに以前からなされている。直ちに進めて行くべきである」

以上の協議を経て、田中副会長に次期学術集会で一步踏み込んだ学会運営改革を進めていただくとの方針を了承するとともに、平成 16 年度事業・収支決算見込、平成 17 年度予算編成（案）を承認した。

（3）文部科学省より「公益法人の財務管理及び会計処理等の適正な執行について（通知）」の書信を受領した（2月2日）。[資料：会計 2]

（4）平成 17 年 4 月からのペイオフ全面解禁に向けての対応について[資料：会計 3]

岡村理事より「ペイオフに関しては、各銀行の格付けに留意する必要があり、変化に臨機応変に対応する必要がある」との見解が述べられた。**藤井会長**から「できるだけリスクの少ない形で対応するには、理事会内で定期的に情報を開示して対処する必要がある」との意見があった。

ここで**第 60 回学術集会会長の信任投票**が行われた。稲葉理事の投票は午後より受け付けて、その後に開票を行うことになった。

3) 学 術（和氣徳夫理事）

（1）会議開催

- 2月10日：第59回シンポジウム 1,2,3,4 課題選考小委員会
第58回特別講演演者予備選考委員会
平成16年度学術奨励賞予備選考委員会
- 2月17日：第58回シンポジウム 1,2,3,4 演者選考小委員会
- 2月18日：学術担当理事会
第3回学術企画委員会

（2）平成 16 年度学術奨励賞推薦論文について[資料：学術 1]

（3）第 58 回学術講演会シンポジウム課題 1～4 担当者一覧表・申込書について
[資料：学術 2]

和氣理事より[資料：学術 12]に沿って、学術関連決定事項に関する説明あった。「特別講演演者は 2 名とし、田中次期学術集会長に会場の確保をお願いした。シンポジウム 1 は範囲が広いのでワークショップ形式として 6 名の演者を選考した。シンポジウム 2 は演者を 3 名に絞り、座長によるイントロダクションを十分に行っていただくこととした。シンポジウム 3 は 4 名で従来通りである。シンポジウム 4 はワークショップ形式で予定通り 6 名の演者を選考したが、手術の限界に挑戦するのではなく、安全性確保を主題にした内容を重視した。なお、シンポジウム 1-4 の座長は、投票の結果、各々佐川教授、苛原教授、植木教授、星合教授に決定した」との報告があった。

本件に関し以下の質疑があった。

石丸理事「シンポジウム 2 の演者を 3 名に絞り、座長によるイントロダクションを長くするのは他とのバランス上問題ではないか。6 名の応募者があるなら 4 名選考しても良いのではないか」

和氣理事「応募内容のクオリティから 3 名に絞らざるを得なかった」

岡村理事「学術奨励賞の該当者がいないのは、やはりクオリティの欠如によるものか」

和氣理事「周産期部門で 1 編の推薦があったが、クオリティの点から選考できなかった」

藤井会長「シンポジウム 4 でチャレンジ的なものを排除するのであれば、その旨を各応募者に理由を付して報告すべきである。世界的に有名な人が演者から除かれているのは問題である。他の課題についても同様に対処すべきである」

和氣理事「そのように対処する」

以上の協議を経て、全て原案通り承認された。

続いて、**丸尾副会長**より第 59 回学術集会シンポジウム課題についての説明がなされた。「第 59 回学術集会シンポジウムは 1, 2 を合わせて多胎妊娠、3, 4 を合わせて子宮筋腫の話題を取り上げる。1-4 は各々個別に発表を行うが、討論は 1, 2 あるいは 3, 4 の演者が一同に介して基礎、臨床の両面から総合的に討議する形式を取る。このようにして新たな臨床的指針を確立することを目標とする」との報告があった。

本件に関し以下の質疑があった。

岡村理事「共通した課題でシンポジウムを構成するのは画期的であるが、シンポジウム 1, 2 では討議すべき内容を十分説明する必要がある。特に一絨毛膜双胎に関する文言を含めるべきである」

和氣理事「全ての多胎を含めるのが前提であり、内容は丸尾副会長に一任している」

藤井会長「学術集会長の裁量権を拡大するという意味で望ましい方向である。公募にあたってはキーワードは不要ではないか」

丸尾副会長「キーワードははずす」

嘉村理事「キーワードをはずすことにより応募範囲が広がるのは良いことである」

岡村理事「シンポジウム 1, 2 あるいは 3, 4 は合同で発表を行うのか」

和氣理事「その予定である」

落合理事「シンポジウム 1-4 は各々個別に公募するのか」

和氣理事「その予定である。内容の評価も 1-4 を個別に行う」

麻生理事「各々の演者を 4 名に固定する必要はないのではないか」

藤井会長「いずれかがワークショップ形式になっても良い」

和氣理事「演題募集状況により柔軟に対応する。個々のシンポジウムで人数を固定するつもりはない」

以上の協議を経て、原案通り承認した。

(4)「子宮体部の細胞診実施に係わるガイドライン」再検討結果について

第 3 回理事会での討議をふまえ、婦人科腫瘍委員会で再再検討案を作成した。

[資料：学術 3]

田中副会長より「子宮体癌ハイリスク者の選定が一般的には通用しにくい。有症状者とハイリスク者を同列に扱うのは問題ではないか」との意見があった。藤井会長より「すでに厚労省に答申している。今後はインターネットで公開して意見をいただくことが良い」との見解が述べられた。

本件につき協議の結果、本会の検討案につき厚生労働省とすり合わせた上で、早急に本会ホームページでも意見を伺う方針とした。

(5) 日本超音波医学会「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」について、第3回理事会で承認されたことをふまえ、本会学会誌(1月号)およびホームページに掲載した。

4件の意見が寄せられ、周産期委員会での検討を行った。[資料：学術4]

岡村理事より「意見をいただいた先生には個別に回答を差し上げた。本会学会誌(1月号)に掲載した内容を変更することなく、周産期委員会において承認した」との報告があった。

本件につき協議の結果、周産期委員会で承認した日本超音波胎児計測の標準化と日本の基準値を本理事会においても承認した。

(6) 生殖・内分泌委員会「低用量経口避妊薬の医師向け情報提供資料改訂のための検討会議」を1月20日に開催した。会議に6学会及び厚労省が参加し、本会より岩下光利委員が出席した。

2月1日付朝日新聞に関連記事が掲載された。[資料：学術5]

深谷委員長より「新聞記事掲載までの経過については不可解な点が多い。事実関係が不明なまま記事が作成されているようである」との見解が述べられた。藤井会長からも「検討段階でリークなきよう注意を要する」との発言があった。

(7) 本会に日本腎臓学会から「腎疾患患者の妊娠に関するガイドライン作成小委員会」への推薦依頼があったが、周産期委員会での検討を踏まえ、愛媛大学伊藤昌春教授を推薦することとしたい。[資料：学術6]

原案通り承認された。

(8) 第27回日本医学会総会

第27回日本医学会総会学術プログラムに関するアンケートを受領した(1月14日)

[資料：学術7]

学術企画委員会で推薦人のリスト作成を検討することとした。

(9) 本会に日本眼科学会より「羊膜バンク設立」に関連し、羊膜採取におけるガイドライン作成の要望があったことを受け、本件についての調査を開始した。

[資料：学術8]

(10) 会告「多胎妊娠に関する見解」の見直しについて[資料：学術9]

(11) 理事長制導入、組織変更に伴う、学術企画委員会運営要綱の改訂について

[資料：学術10]

文言の変更について原案通り承認した。

(12) 学会賞の改定案について[資料：学術11]

和氣理事より学会賞のあり方の変更について「優秀演題賞と学術奨励賞を設定し、後者は JOGR 誌に限定せず国際的なジャーナル全てを選考の対象とする。また学術奨

励賞には副賞として 25 万円を付ける。なお学術奨励賞に選ばれた論文は review 形式で JOGR 誌への投稿を依頼する」との説明があった。**村田理事**より「invited review の形式をとっても二重投稿の問題は生じないのか」という質問があった。**和氣理事**より「二重投稿にならないように、review のあり方をさらに慎重に検討する」との返答があった。

以上の協議を経て、原案通り承認した。

続いて、特別講演演者選考のあり方検討小委員会委員長の**木下理事**より「特別講演演者選考にあたっては学術集会長の裁量権を尊重する方向で改訂を進めている。純粹に学術的見地から演者を選考する。特別な推薦は不要であり日産婦会員なら誰でも応募できるように内規を変更する」との説明があった。

4) 編集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

1月14日、2月4日に編集会議を開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2004」について

2月9日現在 2,000 部の販売実績になり、1月19日 1,000 部増刷分が刷了となった。

(3) 理事長制導入に関わる「編集内規」の改訂について[資料：編集 1]

文言について、「会長講演」とあるのを「学術集会長講演」に改める。

文言の変更について原案通り承認した。

(4) JOGR 投稿数推移および投稿から受理の経過について[資料：編集 2 - 1、2 - 2]

古山幹事より JOGR の編集状況について「投稿論文の増加にともなって査読過程における編集幹事の負担増が生じている。今後編集事務局を学会事務局に移管するとすれば、担当人員の充実のために編集幹事をさらに増員する必要がある」との見解が述べられた。

藤井会長より「今後は online submission も視野に入れる必要があり、単に人員の増加だけではすまない」との意見があった。

村田理事より「編集事務は中央化すべきで、online submission の方向で検討中である。Blackwell にはそのノウハウがあるので今後参考にしていく」との返答があった。

藤井会長より「online submission が何よりも先決事項であり、編集業務は全てネット上で行うのが望ましい」との発言があった。

村田理事より「論文の選考には有能な幹事が必要であり、その役割は査読者のコメントを最終的に評価し論文の採否を決定することにある」との見解が述べられた。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO2006 から広報用の PDF ファイルを受領した。JOGR、和文誌にも掲載したい。

[AOFOG 関係]

(1) AOCOG2005 事務局から、本会会長宛に第 19 回 AOFOG 学会 (10/1-5、ソウル) への一般演題募集依頼の e-mail を受領した。ホームページ、和文誌、JOGR 誌にて広報活動を行いたい。

AOCOG2005 公式サイト：<http://www.aocog2005.org>

(2) 韓国 AOCOG2005 から村田渉外理事宛に学会の chairpersons の推薦依頼の e-mail を受領した。

セッションは 32 あり、周産期医学、婦人科腫瘍学、生殖内分泌学、一般産婦人科学から選んで欲しいとのことである。人数の指定はなし。

藤井会長より「時間的に切迫していることから、座長の推薦については会長と学術委員長との協議で決定する」との発言があった。

(3) AOFOG Prof.Sumpaico 事務総長より、インドネシア・スマトラ島沖地震及び津波の被害を受けた加盟国産科婦人科学会並びに施設を支援するため AOFOG Tsunami Fund を設けたので、US\$5,000.-を寄付して欲しいとの依頼を e-mail で受領した。[資料：渉外 1-1]

本会より seed money として US\$20,000.-を寄付することとし、2 月 21 日に送金を実行した。また、各地方部会長宛に義捐金を募る協力依頼の書信を発送した(1 月 25 日)。

[資料：渉外 1-2]

財政上の制約もあり、マンパワーについて要請ある場合はボランティアベースでの派遣を検討したい。

以上、原案通り承認した。

(4) AOFOG の Prof.Sumpaico 事務総長から韓国での AOCOG 2005 の Young Gynaecologist Award の推薦依頼の書面を受領した。この賞は発展途上国の産婦人科医に贈られる。推薦の締め切りは 2005 年 4 月 30 日。[資料：渉外 2]

(5) Shan S Ratnam-Young Gynaecologist Award(SSR-YGA)及び Young Scientist Awards(YSA)に対する寄付の依頼について書信を受領した(1 月 24 日)。[資料：渉外 3]

本会は従来より協力しており、また、予算立てもしていることから本件に応じたい。

[ACOG 関係]

特になし

[その他]

(1) International Workshop of Prevention and Treatment of Osteoporosis (2005/5/27-28,France)事務局から、本会宛に Honorary Board of Medical Societies への参加依頼の文書を受領した(12 月 13 日)。参加費の減額や Board member の無料参加証などの特典が得られる。

(2) 中国医学会、中国産科婦人科学会から第 1 回北京産婦人科会議開催(10 月 8 - 10 日、2005)の通知書面を受領した。本会からの広報活動を希望している。

[資料：渉外 4]

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 会議開催

第 3 回社会保険学術委員会を本日(2 月 19 日)開催する予定である。

(2) 厚生労働省及び日本医師会宛に提出する「メサルモン F 錠の安定供給に関する要望書」について[資料：社保 1]

メサルモン F 錠の安定供給に関する要望書を医会と連名で出状した。

(3) 手術アウトカムと症例数に関するアンケートについて

外保連からの調査依頼に基づき、卒後研修指導施設に対し手術アウトカムと症例数に関するアンケート用紙を送付した（12月15日）。[資料：社保2-1]

平成16年度施設基準設定手術数アンケートを回収し解析を行った。

[資料：社保2-2]

（4）外保連から平成18年度社会保険診療報酬改正の要望項目のアンケート依頼があり、本会の各役員、委員長、幹事にアンケート調査を実施した。[資料：社保3]

藤井会長より「産婦人科関連の点数要望アップは今がチャンスである。アンケート調査を元に積極的に要望していただきたい。産婦人科医が不足している状況下での財源確保のためにも診療報酬のアップが重要であることをアピールすべきである」との見解が述べられた。

本件に関し以下の質疑があった。

植木理事「手術点数のアップや second opinion に対する適切な報酬の設定が重要である」

落合理事「時代にそぐわない古くなった既存手術の点数を廃止して、代わりに新しいものを要望していくのも一つの方法である」

木下理事「産婦人科は元々混合診療を行っている側面があり、今後自費診療をどのように取り入れていくか再考してみる必要がある」

松岡副議長「混合診療を認めようとする動きは、医療分野に企業が入り込む手段であり、慎重な対応を要する」

清川議長「産婦人科の自費診療は現金給付である。尾辻厚労相は妊娠・分娩を給付の対象にする（保険適応ではなく一時金の給付）意向を示しており、積極的に対応したい」

落合理事「よく誤解されるが、産婦人科は混合診療ではないことを再認識していただきたい」

石塚理事からも同様の発言があった。

清川議長「正常妊娠、正常分娩は自費診療の現物給付であるが、これは混合診療ではない」

藤井会長「産婦人科関連の診療報酬改定に関しては、産婦人科医会にもしっかり対応していただく方向でお願いしたい」

松岡副議長「産婦人科医の不足は労働に対する報酬の低さが一因である。これを改善するには医会と学会が一致して診療報酬アップを要望していかなければならない」

（5）日本医師会より混合診療問題に関わる書信を受領した。[資料：社保4]

（6）日本医師会より「診療報酬における医療技術の評価・再評価に係る要望書提出のお願い」に関する書信を受領した（1月31日）。[資料：社保5]

（7）日本癌学会・日本癌治療学会・日本臨床腫瘍学会宛厚労省通知「抗がん剤併用療法等に係る適正使用の推進について」[資料：社保6]

（8）混合診療に関わる内閣府規制改革・民間開放推進室の所見について

[資料：社保7]

7) 専門医制度（武谷雄二理事）

（1）第4回中央委員会の開催

平成16年度第4回中央委員会を1月29日に開催した。

(2) 専門医認定審査についての会員へのお知らせ

平成 17 年度専門医認定審査に関わる会員へのお知らせを機関誌 57 巻 4・5 号に掲載する。

(3) 平成 17 年度専門医認定二次審査筆記試験問題の作成・選定について

福岡から東京までの各大学教授・助教授より収集した筆記試験問題案を基に、本年 6 月までに問題の選定を行う予定である。現在教授・助教授 68 名に問題作成を依頼した(12月14日)。

(4) 認定二次審査(面接試験)担当者推薦依頼

平成 17 年度専門医認定二次審査は平成 17 年 7 月 23 日(筆記試験)と 7 月 24 日(面接試験)の 2 日間、東京と大阪の 2 会場で開催される。面接試験担当者の選出は本年度と同様に各地方委員会委員長に対し、推薦を依頼した(12月6日)。

(5) 専門医制度規約、専門医制度施行細則の改訂について

「会長」とあるのを「理事長」に文言を改める。[資料：専門医制度 1]
文言の変更について原案通り承認された。

(6) 中間法人日本専門医認定制機構第 4 回総会の開催

3 月 8 日に第 4 回の総会が行われ、平成 17 年度予算、定款変更等についての審議が行われる。武谷専門医制度委員会委員長が出席予定である。

8) 倫理委員会(田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成 17 年 1 月 31 日)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：86 施設
体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：641 施設
ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：531 施設
パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設
顕微授精の臨床実施に関する登録：367 施設
非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

(2) 会議開催

第 5 回登録・調査小委員会を 1 月 25 日に開催した。
第 6 回登録・調査小委員会を 2 月 22 日に開催予定である。
倫理委員会を 1 月 11 日、2 月 15 日に開催した。

(3) 理事長制導入に関わる「着床前診断の実施に関する細則」の改訂について

[資料：倫理 1]

文言について、「会長」とあるのを「理事長」に改めることが承認された。

(4) 大谷恭一郎会員および大谷典子会員に対し、大谷徹郎医師による着床前診断に関わる聴取について依頼状を 1 月 28 日に発送しこと[資料：倫理 2-1]、ならびに大谷恭一郎会員より書面を 2 月 7 日に受領し、回答を相談中であることが**田中委員長**から報

告された。[資料：倫理 2-2]

藤井会長「裁判に関わることもあるのでこの書面に対する回答を考えていきたい。その結果として面談をするか否かを相談したい」

平岩弁護士より「2月に第4回、3月17日に第5回口頭弁論予定で学会側の主張は終了し、5月19日第6回で原告側の最終認証も終って、その後認証調べに入ることを裁判所は予定している。前回原告側は新たな主張をして引き伸ばしたいようだが、年内に結審の可能性が強い」との説明があった。

(5) 遠藤弁護士より送付された「根津会員の体外受精の施設認定」に関する照会に対する回答[資料：倫理 3]ならびに、その後相手側からの反応はないことが報告された。

(6) 慶應義塾大学及び名古屋市立大学から新規に申請された「着床前診断に関する臨床研究施設許可」に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員(案)について
[資料：倫理 4]

田中委員長から慶應義塾大学及び名古屋市立大学から新規に申請された「着床前診断に関する臨床研究施設許可」に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員(案)が説明され、これを承認した。

(7) 内閣府(総合科学技術会議)より、本会が7月23日付で提出した着床前診断に関する要望書に関連し、関係省庁を含めた内部の勉強会を開催するため、本会より講師を紹介して欲しいとの依頼があり、阪埜浩司幹事を推薦し2月9日に勉強会が開催されたことが報告された。[資料：倫理 5]

(8) 「夫婦いずれかが相互転座を有する習慣流産症例に対する着床前診断の実施に関する本会としての取り組みについて」今後の方針について

第3回理事会で本会としての考え方を提示したが、これについて第3回倫理委員会で協議し「夫婦いずれかが相互転座を有する習慣流産症例に対し 着床前診断を実施することが、臨床的意義があるか否かを明らかにする必要がある。」との意見が出され、今後「生殖内分泌委員会(深谷委員長)」に実態調査を依頼することが必要である、との結論になったことが説明され、承認した。[資料：倫理 6]

(9) 以前、内閣府ライフサイエンス担当官から「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究題目」についてデータ提出の依頼があったが、これに関連して、登録・調査小委員会に、各施設に対し「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究題目」の再登録を行ってもらう方針となったことが説明され、了承した。[資料：倫理 7]

(10) 登録・調査小委員会と生殖内分泌委員会のART実施成績集計の一元化について
データ収集項目について別紙の項目でよいのではないかと結論に達したことが説明され、了承した。[資料：倫理 8]

(11) 会告の見直しについて

昨年代議員に対して行った「倫理的に注意すべき事項に関する見解」についての見直しの意見聴取に対して、4名の代議員から意見が寄せられた。これらを検討した結果、「倫理的に注意すべき事項に関する見解」に掲載された会告のうち、最近5年間に出版された会告を除き、倫理委員会幹事が見直しの作業を行い、意見に対する資料を作成の上、倫理委員会で会告の見直しを審議する方針となり、これを了承した。

本件に関し以下の質疑があった。

大濱理事「会告の中にグレードをつけたほうがいいのではないか。Recommendation や規則としてキチンと処罰するか、診療の指針とした方がいいのではないか」

佐藤理事「倫理委員会で今後『会告』という言葉を整理整頓した方がいいのではないか」

藤井会長「グレーディングしていくとの方向で検討していくのがいいのではないか」

平岩弁護士「会告は 3 つに大別されている。拘束力を持つのは初めの 1 つと現在裁判で主張している」

松岡副議長「実際は 1 つ 1 つ重要としたものを『会告』として、そうでないものは『会員へのお知らせ』として仕分けはすでにしている」

藤井会長「これからの検討課題としたい」

(12) 第 2 回生殖に関する遺伝カウンセリング講習会を 1 月 30 日に開催した。

(13) 大濱理事より「構造改革特区を規定する高度医療提供病院の構造設備や人員等に関する基準」に関する照会があったことが報告された(1 月 14 日)。[資料：倫理 9]

(14) 文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の改正等について」に関する通知を受領し(1 月 17 日) [資料：倫理 10]、会員への周知徹底依頼があったので、学会誌・ホームページに掲載したいとの報告があり、これを了承した。

(15) 文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針の改正等について」に関する通知を受領し(1 月 17 日) [資料：倫理 11]、会員への周知徹底依頼があったので、学会誌・ホームページに掲載したいとの報告があり、これを了承した。

(16) 読売新聞 1 月 23 日付「卵子の提供が必要な患者を抱える不妊治療施設」に関する記事について、本件記事を掲載するに当たり深谷孝夫生殖・内分泌委員会委員長がインタビューに応じたことが報告された。[資料：倫理 12]

(17) 朝日新聞 1 月 18 日付「生殖医療の法整備」に関する記事について報告があった。
[資料：倫理 13]

(18) 毎日新聞 1 月 27 日付「体外受精児」に関する記事について報告があった。
[資料：倫理 14]

(19) 朝日新聞 2 月 8 日付「着床前診断」に関する記事について報告があった。
[資料：倫理 15]

． 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会(藤井信吾委員長)

(1) 会議開催

1 月 14 日、2 月 4 日に委員会を開催したことが報告された。

(2) 「産婦人科医育成奨学基金制度」創設について

丸尾あり方検討委員会副委員長から「産婦人科医育成奨学基金制度」を創設するにあたり、スポンサー企業に支援を依頼する書状を提出したことが報告された。

[資料：学会のあり方 1-1]

また、各大学教授宛に海外研修派遣支援の実施についての書信を発送したことを報告した。[資料：学会のあり方 1-2]

本件については 2 月 9 日付けで本会ホームページに掲載済みで、締め切りは 3 月 10 日であることが報告された。

本件に関し以下の質疑があった。

藤井会長「これから多数の企業からの donation を募りたい。会員の donation もあればもっと今後の方向が広がるので、こういう主旨をホームページに掲載してこの事業を継続していくためには資金面を太くする方向で進めたい」

野口理事「演題を出した人に限るとかではないのか」

藤井会長「演題を出していなくても若い人の動機付けとして、選ばれて参加することに意義がある」

嘉村理事「後期臨床研修医募集のホームページに日本産科婦人科学会が奨学基金制度を設け応募を受け付けているとの案内を掲載しても良いか」

藤井会長「よろしいと思います。今回のこれは 5 年間なので、今後も継続した事業としたい」

丸尾副会長「実施面では、引率者が必要なのではないか。コーディネーターを付けていくとかを今後考えていかなければならないのではないか。理事長が 4 月に決定すれば、可能なら学会としての理事長もいくのか、現在アメリカ(ACOG)から 10 名を受け入れられた現藤井会長が前会長として同行するのも実施面では必要と考える」

中野監事「このことをどの部署で運営していくかをまず決めることが大切。これからの枠造りをどこでしていくのか」

麻生理事「同意見である。この基金をどこで運用するのか。ヘッドクォーターを決めておく必要がある」

和気理事「教育が担当なのではないか」

以上の質疑を踏まえ、「産婦人科医育成奨学基金制度」発足に基づく応募を開始したことを了承した。また、今後多くの企業の donation を募る方向性を了承するとともに、派遣に当たっての引率者等の具体的な運用については速やかに検討することを了承、確認した。

2) 広報委員会 (佐藤 章委員長)

(1) パスワード登録状況 (1 月 31 日現在)

在籍会員	15,733 名			
登録済会員	6,899 名	登録率	43.9%	[資料：広報 1]

(2) 会議開催

2 月 1 日に第 3 回広報委員会・情報処理小委員会合同会議を開催したことが報告された。[資料：広報 2]

バナー広告について

佐藤理事より「現在の協和企画と替えて、朝日エルと契約してバナー広告を集めたい」との報告があり、これを了承した。

登録業務の一元化の進行状況について

佐藤理事より「登録業務の一元化が一応できたので、まずこれを進めたい」との報告があり、これを了承した。

公開講座について

佐藤理事より資料に基づき、本会主催公開講座の準備状況ならびに地方部会担当公

開講座の開催状況の報告があった。

本会のホームページについて

佐藤理事より「本会ホームページでの会員専用ページと一般ページの掲載項目について：できるだけ公開したい。ちなみに機関紙に掲載されているものはすでに公開しているものとする」との説明があり、これを承認した。

Medical Channel について

本件について以下の発言がなされた。

佐藤理事より「Medical Channel は将来に向かって継続したいが来年度の予算はない。丸尾先生の時には予算が付く予想もあるが」

藤井会長「学会本部が今後は全体的な資金の収集をしていく」

岡村理事「著作権はどこにあるのか」

佐藤理事「著作権は学会にある。CD-ROM の販売にも結びつく」

3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

前半に終了

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (麻生武志委員長)

(1) 生殖補助医療に関する本会藤井会長と松尾国立成育医療センター名誉総長との対談記事について[資料：生殖評価機構 1]

麻生理事から「4月に第1回委員会を予定している」との報告があった。

.協議事項

1. 平成 16 年度収支決算見込・平成 17 年度事業計画ならびに予算について

前半に終了

2. 運営企画委員会の答申について

1) 理事長制導入に関わる運営及び諸規定の見直し

(1) 定款施行細則の改訂について [資料：運営企画 1]

落合理事より資料に基づき定款施行細則の改訂について説明があり、これを承認した。

(2) 新理事長の選出手続について [資料：運営企画 2]

落合理事より資料に基づき平成 17 年度第 1 回理事会における理事長選出方法案が説明され、以下の協議があった。

松岡副議長「『再々投票に同数の場合は、当該投票を無効とする』とあるが、23 名理事が全員出席の場合、1 名は議長なので 22 名が投票となるので、『同数なら議長が決する』のではないか」

藤井会長「議長 1 名は初めから投票はしないので、『同数なら議長が決する』となる」

落合理事「その様に改めることとする」

松岡副議長「このままでは、理事長が決しない場合があるので、当該投票を無効にするのではなく、必ず理事長を選任する方法に文言を改める必要がある」との意見があり、これを承認した。

(3) その他の規程の改訂について [資料：運営企画 3]

落合理事より、資料に基づき、その他の規程の改訂について以下の説明があり、これを承認した。

理事長制導入・組織変更に伴い、「役員および代議員選任規程」、「総会運営内規」、「理事会運営内規」、「企画委員会内規」、「鑑定人推薦委員会内規」を改訂する。

1. 文言の修正

「会長」「会長、副会長」とあるのを「理事長」に改める。

「運営企画委員会」とあるのを「運営委員会」に改める。

「学術企画委員会」とあるのを「学術委員会」に改める。

「社会保険学術委員会」とあるのを「社会保険委員会」に改める。

「認定医」とあるのを「専門医」に改める。

「評議員」とあるのを「代議員」に改める。

2. 役員および代議員選任規程第 5 条 “ 理事の互選による業務担当主任および会長 ” とあるのを “ 理事の互選あるいは理事長 ” に改める。

3. 総会運営内規第 2 条 3. および第 5 条 6. “ 第 14 条 ” とあるのを “ 第 11 条 ” に改める。(実際の条項に合わせる)

同第 5 条 “ 運営委員会 ” とあるのを “ 総会運営委員会 ” に改める。

4. 理事会運営内規第 2 条 理事の分担業務として資料の通り追記する。

第 4 条 “ 担当主任 ” とあるのを “ 担当理事 ” に改める。

5. 企画委員会内規のうち、運営委員会に関する部分について運営委員会内規を新たに制定する。運営委員会内規は資料の通りとする。

2) 教育委員会規約について[資料：運営企画 4]

落合理事より、資料に基づき、教育委員会規約(案)が説明され、これを了承した。

3) 「女性の健康週間」に関する企画・提案について[資料：運営企画 5]

石塚理事より資料に基づき、「女性の健康週間」に関する企画・提案について説明があり、これを承認した。

本件に関して、以下の発言があった。

石塚理事「ポスター、バッチ、女性の生涯健康手帳を各地方部会に発送し、乳業 3 社に協力を要請して各産婦人科に配ってもらう予定である」

藤井会長「産婦人科医のイメージアップとして今後も継続していきたい。『女性の健康を推進する会』を朝日エルの中に置いて、週間としてだけではなく、継続的に続けていきたい」

4) 本会の懲戒規定について[資料：運営企画 6]

落合理事より資料に基づき本会の懲戒に関する内規案の説明があり、これを承認した。

5) 運営企画委員会内委員会における答申・報告について

(1) 鑑定人推薦委員会(石丸忠之委員長) [資料：運営企画 7]

石丸理事より「ほとんどが第1候補者で鑑定人が決まっており、鑑定人推薦が順調に行われている」との報告があった。

(2) 会員カード導入検討委員会(佐藤章委員長)

佐藤理事より「問題があって導入は遅れそうである」との報告があった。

(3) 事務局機能強化委員会(石塚文平委員長)

石塚理事より「本日の理事会で、事務局の学会での係わり方などの方向性が決まったので、来年度以降の事務局インフラ整備の方向で事務局機能の強化を進める」ことが報告された。

藤本監事より「運営企画資料8の2ページ目上から3行目『委員会委員は・・・』は『委員会・・・』のほうがいいのではないか」との提案があり、これを承認し改訂した。

中野監事より「運営企画資料6の本会の懲戒に関する内規案について、実行の仕方が書かれていない」との意見があった。

本件に関して以下の発言および意見があった。

麻生理事「理事長制が開始される前にこれらが定められてなければならない」

落合理事「4月の総会前の臨時理事会で決める予定である」

中野監事「理事長制になって、会員の中から学術集会長に立候補できるようになるということは、1回の学会で6,000万~7,000万円で運営できると想定できるなら、その様に目標を立てて事務局の構成や機能を落としこんでシミュレーションしていく必要がある」

藤井会長「学会からの2,000万円は本当に必要なのか。そういう観点で継続的にシミュレーションしていく必要がある」

3. 学術企画委員会の答申について

前半で終了

4. 専門委員会について

3) 周産期委員会(岡村周産期委員会副委員長)

(1) 「胎児仮死」にかわる用語として「胎児不全」を提案することについて

[資料: 専門委員会 2]

岡村理事より「周産期委員会では、周産期委員会資料2のごとく『胎児仮死』に替わって『胎児不全』を提案する」との報告に対し、以下の発言があった。

村田理事「一番困るのは、新生児仮死は生理学的に定義付けされた診断名であるが、これは診断名ではない」

武谷理事「もう一度検討課題として、代案を検討してほしい」

ここで、第60回学術集会長選出を行った。

(2) 第60回学術集会長選出について

落合理事より「1月末までに各理事から第60回学術集会長の推薦をいただいた。2月4日会長が事務局長立会いのもと、推薦状を開封した結果、理事13名より1名の候補者が推薦された。本人の立候補の意向を確認し、所信を受領(2月9日)した。つい

ては、信任投票により選任したい」との説明があった。[資料：庶務 2-1、2-2]

石丸理事が午前中で退席、稲葉理事が出席して、第 60 回学術集会長候補者である岡村理事 1 名の信任投票が行われ、中野監事、藤本監事ならびに吉田幹事長による開票が行われた。結果は、第 1 回開票で賛成 19 票、白票 1 票。よって、岡村理事が第 60 回学術集会長に選出され、これを承認した。

5. 第 57 回総会並びに学術講演会について

1) 第 57 回日本産科婦人科学会総会次第(案)について [資料：第 57 回総会 1]

吉田幹事長より第 57 回日本産科婦人科学会総会次第(案)について説明があり、平岩弁護士にも目を通してもらって問題ないとのことであることも説明された。

清川議長「この様に運営していきたい」

6. その他

1) 平成 17 年 2 月 17 日毎日新聞記事について(資料番号なし)

藤井会長より平成 17 年 2 月 17 日毎日新聞記事について説明があった。

本件に関して以下の発言があった。

中野監事「鴨下班の産科の班長として、鴨下班の動きを報告すると、厚生労働省は本気で産婦人科を見てきている。坂口前厚生労働大臣の時にトップダウンで 1 億円かけて『小児科産婦人科医師の不足』で始めたのに、小児科はすごくうまくいったが、産婦人科は誰が後、継続的に見続け提案していくかが大切。学会が提案し、医会は後からエネルギーを押し行ってほしい」

藤井会長「厚労省局長は『未だ小児科は大変だが、産婦人科はまだそんなでもないでしょ』と言った。その言葉に中野監事も自分もショックだった。もっと産婦人科のことを考えてもらうように学会から熱意を発信していかなければならない。社会に対しての産婦人科の役割をアピールし、行政にアプローチしていかなければ。現在の初期研修システムが産婦人科に入る若い人を多くしていけるのか否か大切。学会のあり方検討委員会にこういう学会からの発信を継続させていく存在を残していきたい。オープンシステムやセンター病院化などの新しい仕組みを学会が主導型でやって、行政にアピールしていかなければならない。今後の継続事業としていきたい」

大濱理事「厚労省にアピールするためには、『こうするためには、専門医が 人必要』ときちんと産婦人科側が努力して、整理して、厚労省にアピールしていかなければならない」

中野監事「前に九大病院長の時、自分のところの個票で調べたが、平成 35 年に九大の産婦人科講座は消滅する試算となった。しかし全体的なメタアナリシスに対応できるものがない」

藤井会長「小児科学会から一緒にキャンペーンしていくことも提案されたので、系統的ないろいろな仕掛けが必要」

木下理事「健やか親子 21 では 9 割が小児科医と保健師だった。産科は行政とのパイをもっと太くしていくことが大切」

麻生理事「新潟の公開講座で、病院長クラスや患者との公開講座をやってほしい」

和氣理事「学会でもシンポジウムとして取り上げてほしいという要望があった。このため新潟大学が担当する際、『周産期医療の構築』として社会に問題を提起していく

ことを要望する」

野口理事「1月に保健所が来て、お産は当直ではないので医局員に追加勤務料を支払うよう指導があった。岐阜大学では分娩を止める」

2) **村田理事**から「編集業務に携わる人を編集幹事以外からも広く招集したい」との提案があり、これを承認した。

3) **藤井会長**から「大谷訴訟に係る弁護士費用については、平岩弁護士には本会の財政事情に鑑み、特段のご配慮をいただいている」との発言があり、**平岩弁護士**より「学会の財政事情や、各先生の無償で学会のために日々尽力する姿に接し、考慮した上での請求である」との説明があった。全理事より平岩弁護士に対し、感謝の意が表された。

4) 平成 17 年度日本産科婦人科学会予定表（最終案）について[資料：その他 1]説明があり、これを承認した。

5) 第 60 回学術集会長に選任された岡村理事から就任の挨拶がなされた。

岡村第 60 回学術集会長「理事長制での基での学術集会であり、こういう問題を会員と話し合う機会としたい」との挨拶がなされた。

以上